

新たな雇用・訓練パッケージについて

令和3年2月12日（金）
厚生労働省

新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

● 現行の特例措置の取扱い

- ・ 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）
日額上限：(1日1人あたり) **15,000円** 助成率：(中小企業) 最大**10/10**、(大企業) 最大 **3/4**

● 5月～6月の特例措置

- ・ 原則的な措置を段階的に縮減

日額上限：(1日1人あたり) **13,500円** 助成率：最大 **9/10**(中小企業)

- ・ 感染拡大地域特例(※)・業況特例（全国・特に厳しい企業）

日額上限：(1日1人あたり) **15,000円** 助成率：最大 **10/10**(中小企業・大企業)

(※)まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象
→ 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大**10/10**助成
【全国】特に業況が厳しい
企業→4月末まで
【緊急事態宣言地域 (※)】
営業時間の短縮等に協
力する飲食店等
→ 解除月の翌月末まで
(※) まん延防止等重点措置対象地域に
指定された地域があれば同様

● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、**令和3年1月8日以降の解雇の有無**により、適用する助成率(最大**10/10**)を判断

大企業のシフト制労働者等への対応

● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、**大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者(※)**が休業手当を受け取れない場合に、**休業支援金・給付金**の対象とする

(※) 労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

感染症対策業務等による雇用創出への支援

● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、**計10万人規模**の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月収入8万円以下 → シフト制で働く方等は月収入12万円以下に引き上げ

*1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時の雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給

*2 収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

職業訓練の強化

● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月 ⇒ 2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底

令和3年2月12日
厚生労働省

新たな雇用・訓練パッケージ

I 現状と課題

新型コロナウイルスの感染状況は予断を許さず、緊急事態宣言の対象期間が令和3年3月7日まで延長された。

政府としては、今般の緊急事態宣言に伴い、雇用調整助成金について、基本的対処方針に沿った知事の要請を受けて営業時間の短縮に協力する飲食店等に加えて、特に業況が厳しい大企業についても、助成率を中小企業と同水準の最大10/10に引き上げることとし、事業主の雇用維持の努力を全力で支援している。

また、令和2年度第3次補正予算で創設した産業雇用安定助成金等による在籍型出向を活用した雇用維持への支援や、これまで就業経験のない新たな分野への円滑な労働移動を望む求職者への早期再就職支援にも取り組んでいく。

さらに、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が長期化する中で、労働市場におけるミスマッチの拡大等、厳しい雇用情勢が続いていることを踏まえ、休業を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方等に対し、雇用維持と生活支援の両立とともに、訓練による今後のステップアップを可能とすることが喫緊の課題である。

同時に、離職を余儀なくされた方や生活に困窮する方等には、経済対策の雇用創出効果を円滑に発現させるとともに、感染症対策業務等に伴う地方自治体等の直接雇用等の機会を捉え、着実に就職に結びつけていくための支援が必要である。

このため、今般、IIに掲げる具体的な施策を行っていく。

II 具体的施策

1. 雇用下支え・創出

(1) 経済対策の迅速かつ適切な執行

『国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策』(令和2年12月8日閣議決定)について、内閣府によれば、本経済対策による支出が生み出す需要により雇用を下支え・創出する効果を試算すると、2021年度までに概ね60万人程度と見込まれるとしている。

まずは、令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、本経済対策を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していく必要がある。

また、本経済対策においては、在籍型出向を活用した雇用維持への支援、円滑な労働移動への支援、求職者へのきめ細かな支援等といった『雇用対策パッ

ケージ』が盛り込まれており、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、以下をはじめとしたバランスの良い雇用対策を引き続き円滑に実施していく。

- ・ 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金等の継続による雇用維持
- ・ 産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用した雇用維持
- ・ 産業雇用安定センターによるマッチング体制の強化
- ・ 感染症の影響による離職者をトライアル雇用する事業主への賃金助成制度の創設

等

雇用調整助成金等については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末（注1）まで現行措置を継続することとされている。（日額上限 15,000 円、中小企業のほか、一定の大企業（注2、3）についても最大 10/10 助成。）

（注1）現行の緊急事態宣言を前提とすると 4 月末まで（緊急事態宣言が 2 月中に全国で解除された場合も 4 月末まで）。

（注2）緊急事態宣言地域※の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所（当該地域が解除された月の翌月末まで）。

※まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様の扱い

（注3）全国の特に業況が厳しい企業（生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近 3 か月の月平均値で 30% 以上減少）。

そのうえで、雇用情勢が大きく悪化しない限り、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月（現行の緊急事態宣言を前提とすると 5 月）から 2 か月間の措置は以下のとおり、原則的な措置を段階的に縮減するとともに、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業について特例を設ける。

【原則的な措置】

- ・ 雇用調整助成金等の 1 人 1 日あたりの助成額の上限
： 13,500 円（現行 15,000 円）
- ・ 事業主が解雇等を行わず、雇用を維持した場合の中小企業の助成率
： 9/10（現行 10/10）
※ 休業支援金等の 1 人 1 日あたりの助成額の上限： 9,900 円（現行 11,000 円）

【感染が拡大している地域（※1）・特に業況が厳しい企業（※2）の雇用維持を支援する特例】

上限額 15,000 円、助成率最大 10/10（中小企業、大企業）

※1 まん延防止等重点措置対象地域の知事による基本的対処方針に沿った要請

を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業所

※ 2 生産指標（売上等）が前年又は前々年の同期と比べ、最近 3 か月の月平均値で 30%以上減少した全国の事業所

当該 2 か月間の経過後（現行の緊急事態宣言を前提とすると 7 月以降）については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、上記の原則的な措置及び感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業への特例措置をそれぞれ更に縮減する。

（2）大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）については、雇用調整助成金の活用もままならない中小企業の労働者を対象としてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、シフト制で働く労働者等が多い飲食店等を中心に大企業にも大きな影響が生じている。そのため、緊急事態宣言下における大企業への雇用維持支援策の強化として、大企業労働者の中でも、休業手当を受け取りづらい、シフト制等の勤務形態で働く労働者（注）が休業手当を受け取れない場合に、例外的に休業支援金・給付金の対象とする。

（注）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

本特例の内容は、前回及び今回の緊急事態宣言や、都道府県ごとの時短要請が、シフト制等の勤務形態で働く労働者も多い飲食業や宿泊業に対して影響が大きいこと等を鑑みて、以下のとおりとする。

① 原則として緊急事態宣言の対象となる 1 月 8 日以降の休業を対象とするが、例外的に、都道府県ごとの時短要請（昨年 11 月 7 日以降のものに限る。）が発令された最初の時以降も特例の対象とする。その際の給付額は、現行どおり休業前賃金の 8 割とする。

なお、大企業においては雇用調整助成金の活用による対応を基本とすべきことに鑑み、雇用調整助成金の助成率の 10/10 への引上げ措置とのバランスを確保する必要があることから、同引上げ措置の対象期間が終了するまでの措置として実施するものとする。

② ①に加え、昨年 4 月 1 日から昨年の緊急事態宣言の解除月の翌月である 6 月末までの休業を対象とする。その際の給付額は、雇用調整助成金の助成率とのバランスを踏まえ、休業前賃金の 6 割とする。

（3）雇用調整助成金の雇用維持要件（助成率 10/10）の緩和

緊急事態宣言対象地域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の大企業や、生産指標（売上等）が前年又は前々年同期と比べ最近 3 か月の月平均値で 30%以上減少した全国の大企業に関して、当該宣言が全国で解除された月の翌月末まで、雇用調整助成金等の助成率を以下のとおり最大 10/10 とする予定となっている。

- ・解雇等を行わない場合の助成率 10／10（これまでの特例措置 3／4）
- ・解雇等を行っている場合の助成率 4／5（これまでの特例措置 2／3）

今般、上記に該当する大企業に加え、中小企業の全ての事業所を対象として、令和3年1月8日以降、緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により、適用する助成率を判断する。

※ 現行の特例措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無により確認。

(4) 感染症対策業務等による雇用創出

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。

ワクチン接種については、予備費及び第3次補正予算等で計上した「ワクチン接種体制確保事業」により、各地方自治体において、万全の接種体制が確保されることになるとともに、地域の雇用創出にもつながる。

第1次補正予算・第2次補正予算・第3次補正予算で計上した地方創生臨時交付金のうち、地方単独事業分は、営業時間短縮要請の対象となる飲食店の見回り等の働きかけ活動をはじめ雇用創出に活用可能であり、解雇・雇い止め・内定取消し等により職を失った方の雇用の創出に資する事業等への活用も考えられるところである。雇用創出の取組の好事例を参考にしながら、地域の実情に応じて、積極的に活用いただくことを期待する。

(5) 地方自治体等の直接雇用等、住居・生活支援施策の窓口とハローワークの連携

地方自治体等が、ワクチン接種の体制整備等の新型コロナウイルス感染症対策業務等において、新型コロナウイルスの影響による離職者を直接雇用しようとする場合、ハローワークにおいて迅速な人材確保を支援するため、マッチングのための専門窓口を設置し、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う。

また、就職支援とともに、住居・生活支援を必要とする求職者に対しては、地方自治体の住居・生活支援施策に関する窓口との情報共有・連携を図ることにより、きめ細かな支援を行う。

2. 訓練による雇用の質的強化

(雇用を維持しながらのステップアップを可能に)

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図ることで、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援していくことが重要であり、以下のとおり取り組む。

(1) 求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

① 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

訓練受講期間中に訓練受講者へ支給する職業訓練受講給付金は、月の収入が8万円以下であることを支給の要件としているが、シフト制で働く方や副業・兼業をしている方等については、月12万円以下に引き上げる特例措置を導入する。

(注1) シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時の雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入(8万円以下である場合に限る)の合計が12万円以下である場合に支給。

(注2) 収入には、特定の使途・目的のために支給される手当・給付(児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等)は含まれないこととされている。

② 職業訓練受講給付金の出席要件の特例措置

訓練の全ての実施日に訓練を受講していることを原則に、やむを得ない理由(本人の病気、冠婚葬祭、子どもの看護 等)により訓練を欠席せざるを得ない日がある場合には、訓練実施日の8割以上の受講を支給の要件としているが、訓練の実施日と勤務日が重なり欠席せざるを得ない日は、やむを得ない理由として扱う特例を導入する。

(2) 職業訓練の強化

① 求職者支援訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

対象者が仕事をしながら訓練を受講しやすくするため、訓練設定の現行の要件を、特例として以下のとおり緩和し、短い期間や時間の就職に役立つ訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

- ・訓練期間：2～6月 → 2週間～6月
- ・訓練時間：原則100時間以上→ 月60時間以上に緩和
- ・オンライン訓練：実施不可 → 可能とする省令改正を2月中旬公布予定(恒久措置)

② 公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

公共職業訓練は、原則として離職者向けに行われており(標準3～6か月。平日は終日実施が一般的。)、在職者は受講しにくい。このため、特例として、在職者が受講しやすい短い期間や時間の訓練コースや、オンライン訓練の設定を促進する。

(注) 求職者支援訓練の給付対象者が、公共職業訓練を受講することも可能。

- ・訓練期間：標準3か月 → 1～2か月のコースを創設
- ・訓練時間：標準月100時間 → 月60時間以上に緩和
- ・オンライン訓練：実施可(措置済み)

(3) ハローワークにおける積極的な職業訓練の周知及び受講斡旋

① 「コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）」の設置

ハローワークに、「コロナ対応ステップアップ相談窓口」（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供する。

② 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

①の窓口において、訓練を必要とする方への積極的な受講斡旋及び訓練機関との連携強化を図るとともに、上記（1）（2）の特例措置等によって、職業訓練の受講を効果的に拡大する。

- ・ 求職者支援訓練：2.1万人（※） → 5万人
- ・ 公共職業訓練：10.5万人（※） → 15万人

（※）令和元年度実績

3. 政府支援策の周知・広報

これまで累次にわたって政府が講じてきた雇用支援策について、効果的手法を用いて周知・広報を徹底する。

- ・ 国民の関心の高い雇用調整助成金や休業支援金について、一方的な情報発信ではなく、利用者の視点に立ったわかりやすいチラシの展開を行うとともに、政府広報でテレビCMを行い、広く国民に周知する
- ・ メディアで活躍する発信力のあるコメントーターや広報の専門家等を交えたプロジェクトチームを作り、雇用対策・生活支援策・子育て支援策等について各テーマごとに、 국민に届く情報発信方策（SNSの活用）等について、検討・発信していく。